

*訪問看護情報療養提供費1・2・3(医療保険)

厚労大臣が定める疾病等の利用者に対し、(1)市町村等からの求めに応じ保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合、(2)入学・転校時等に当該学校等からの求めに応じ情報提供を行った場合、(3)保健医療機関等に入院・入所に当たり主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合、それぞれに1,500円(1月に1回)算定します。

②交通費その他の費用

交通費…医療保険での訪問看護をご利用の方のみ、一律1回250円の交通費がかかります。

死後の処置…ご自宅でお亡くなりになった後の処置等の費用として、20,000円算定します。

その他の費用…在宅以外での訪問看護や保険算定ができない訪問看護に対して、要相談の上訪問看護を行った場合、料金表に基づき保険適用外利用料及び超過時間利用料を実費にて算定します。

休日料金…営業日以外(土・日・年末年始12/31～1/3)の訪問の際は休日料金として、1回3,000円算定します。(医療保険の方・葉山支所のみ)

(2)利用料等の支払方法

事業者は、各月ごとに利用料等の合計額を計算し、訪問看護を利用した月の分の請求書をその翌月20日頃までに送付いたします。浜銀ファイナンス株式会社のKCS代金回収サービスを利用し、ご契約された銀行等口座より27日(休日は翌営業日)にお引き落としいたします。

お引き落としができなかった場合、振込用紙を送付いたしますので、指定の口座までお振込みください。現金の受け渡しは、原則行いません。

お引き落としまたはお振込みを確認後、領収書を発行させていただきますが、郵送は翌月の請求書と同封させていただきます。

(3)利用料等の変更

事業者は、介護保険法その他の制度の変更があった場合には、利用料及び利用者負担の額を、物価の上昇その他のやむを得ない事由が生じた場合には、交通費その他の費用の額をそれぞれ変更することができるものとします。いずれの場合においても、事業者は利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

5. 訪問看護利用に当たっての留意事項

(1)訪問看護サービスの利用者

訪問看護サービスは適応される保険が介護保険によるものと医療保険によるものに分けられており診断名や状態に応じて決められています。利用者の心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況等利用者に関する正確な情報をご提供ください。

(2)主治医の特別指示書がある場合

主治医が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合は、交付日から14日間を限度として医療保険の対象となるため、介護保険の利用はできません。

(3)電気、ガス又は水道等の無償使用

①看護師等が、訪問看護の提供のために、電気、ガス又は水道を使用する必要がある時は無償で使用させていただきます。

②看護師等が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要がある時は、無償で電話を使用させていただきます。

(4)訪問看護の提供が困難な場合

風水害や地震等の天災により、訪問看護師等の安全が確保されない場合は、やむを得ず訪問看護サービスの提供を中止させていただくことがあります。また、通信事情によっては、事前の連絡ができないこともありますのでご了承ください。

(5)禁止行為

訪問看護の利用に当たっては、次に掲げる行為は行わないでください。

①看護師等の心身に危険を及ぼす行為 暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為

②パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為

③職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、録音等をインターネット等に掲載すること

④事業者又は事業所の運営に支障を与える行為や訪問看護の提供を困難にする行為

また、看護師等へのお茶菓子等のお心遣いや贈り物等のご遠慮させていただきます。

6. 訪問看護の利用の中止(キャンセル)

利用者は、特定の日における訪問看護の利用を中止することができます。急な体調不良等による受診等でのキャンセルは当日の朝まで、またそれ以外の場合は前日までの連絡をお願いします。連絡なしでのキャンセルや利用者都合による当日のキャンセルの場合 3,000円実費をいただきます。

7. 訪問看護契約の契約期間

利用者と事業者との訪問看護の提供に関する契約の契約期間は、契約で定めた日から、訪問看護契約の終了要件に当てはまるまでの期間、契約は継続されるものとします。